

東海第二発電所の安全確保及び環境保全に関する覚書

東海第二発電所の安全確保及び環境保全に関する覚書

原子力所在地域首長懇談会（以下「懇談会」という。）を構成する東海村、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市及び水戸市（以下「構成自治体」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「原電」という。）とは、平成24年7月17日、平成25年3月15日、平成25年6月5日付の懇談会からの原電に対する要求について、原子力発電所周辺の住民が安全で安心して暮らせる環境を確保するため、原電の東海第二発電所（以下「発電所」という。）の安全確保及び環境保全に関する安全性向上対策は、再稼動に直結するものではないことを前提に、安全協定が改定されるまでの当面の措置として、次のとおり覚書を交換する。

（安全協定の見直しに向けた協議）

第1条 原電は、平成24年7月17日、平成25年3月15日、平成25年6月5日付の懇談会から原電に対する要求について、当該協定を見直すべく鋭意検討を行っているが、当面継続協議することとし、国の安全審査等を踏まえ茨城県や地元自治体に発電所の今後に係る判断を求める時の前までに、茨城県をはじめとする構成自治体と安全協定の見直しをするものとする。

（設置変更許可の申請に際しての説明等）

第2条 原電は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により運転を停止した発電所の安全性向上対策に関し、国に対して発電所の設置変

・更許可の申請をするときは、申請内容等について、構成自治体に対して事前に誠意をもって十分に説明するものとする。

2 原電は、前項の事前説明に際しては、構成自治体から地域住民に対する安全対策の向上の観点からの意見を聞くとともに、その意見に対する原電の考え方や対応等について誠意をもって十分に説明し理解を得るものとする。

(安全審査により安全性が確認されるまでの説明等)

第3条 原電は、前条第1項の申請に基づく国による安全審査等により安全性が確認されるまでの間、国による審査内容や結果等について、構成自治体に対して誠意をもって十分に説明するものとする。

2 原電は、前項の説明に際しては、構成自治体から地域住民に対する安全対策の向上の観点からの意見を聞くとともに、その意見に対する原電の考え方や対応等について誠意をもって十分に説明するなど、真摯に対応をするものとする。

(使用済み核燃料の安全対策等)

第4条 原電は、発電所の敷地内に保管している使用済み核燃料の安全対策等を積極的に講ずる。

2 原電は、前項の安全対策等を計画したときは、構成自治体に対して説明するものとする。

3 原電は、第1項の安全対策等を実施したときは、構成自治体に対して速やかに報告するものとする。

(現地確認)

第5条 構成自治体は、第2条、第3条及び第4条に関連して、現地確認をする必要があると認めるときは、原電に要請の上、職員を発電所へ立ち入らせることができるものとする。

(その他)

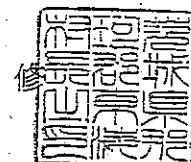
第6条 本覚書の解釈及び適用に疑義を生じたときは、構成自治体及び原電は相互に協議対応するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書7通を作成し、構成自治体、原電両者記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成26年3月5日

原子力所在地域首長懇談会

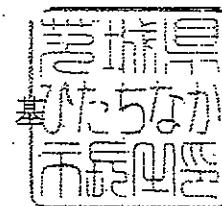
東海村長 山田



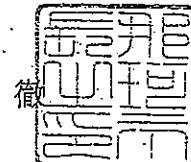
日立市長 吉成



ひたちなか市長 本間源



那珂市長 海野



常陸太田市長 大久保 太



水戸市長 高橋



日本原子力発電株式会社
取締役社長 濱田 康



東海第二発電所周辺地域の安全確保に関する覚書

東海第二発電所周辺地域の安全確保に関する覚書

県央地域首長懇話会（以下「懇話会」という。）を構成する水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村（以下「構成自治体」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「原電」という。）とは、原子力発電所は安全が最優先されるべきものであるとの共通認識の下、原電の東海第二発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域の住民が安全で安心して暮らせる環境を確保するため、平成24年7月4日付けで懇話会が原電に対して行った「日本原子力発電㈱東海第二発電所周辺地域の安全確保に関する要求」に掲げる事項（以下「要求事項」という。）の実現に向けた当面の対応について、次の条項により覚書を交換する。

（安全協定の見直しに向けた協議）

第1条 構成自治体と原電は、要求事項の「原子力安全協定の枠組み及び協定内容の見直し」及び「東海第二発電所の重要事項に係る協議等の権限の確保」について、現時点では継続協議とすることを確認するが、原電は、国の安全審査等による発電所の新規制基準に係る適否の結果に基づいて茨城県や地元自治体に発電所の今後に係る判断を求める時の前までに、茨城県や関係自治体と協議・検討し、安全協定等の見直しをするものとする。

（安全審査の申請）

第2条 構成自治体と原電は、原電が原子力規制委員会に対して申請する安全審査（以下「安全審査」という。）については、平成23年3月11日に発

生した東日本大震災の影響により運転を停止した発電所の安全性向上対策に資するものであり、発電所の再稼動に直結するものでないことを確認するものとする。

(安全審査の申請前の説明等)

第3条 原電は、安全審査を申請しようとするときは、その内容等について、構成自治体に対して事前に丁寧に説明するものとする。

- 2 原電は、前項の規定による事前説明に際し、構成自治体に対して、地域住民の安全性向上の観点から意見を求めるものとする。
- 3 前項の構成自治体の意見については、原電は、申請内容等への反映及び反映できない場合の構成自治体に対する誠意を尽くした理由の説明など、構成自治体の理解を得るべく真摯に対応する。

(安全審査の申請後の説明等)

第4条 原電は、安全審査に関する原子力規制委員会の審議経過及び審議内容並びに安全審査の結果について、構成自治体に対して丁寧に説明するものとする。

- 2 原電は、前項の規定による説明に際し、構成自治体に対して、地域住民の安全性向上の観点から意見を求めるものとする。
- 3 前項の構成自治体の意見については、原電は、安全性向上対策等への反映及び反映できない場合の構成自治体に対する誠意を尽くした理由の説明など、構成自治体の理解を得るべく真摯に対応する。

(使用済み核燃料等の安全対策)

第5条 原電は、現に発電所の敷地内に保管している使用済み核燃料等の安全

対策を積極的に講ずるものとする。

2 原電は、前項の安全対策を計画し、及び実施したときは、構成自治体に速やかに報告するものとする。

(現地確認)

第6条 構成自治体は、安全性の確認のため必要があると認めるときは、原電に要請の上、発電所の現地確認をすることができるものとする。

(協議)

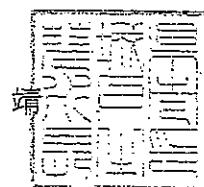
第7条 この文書に疑義を生じたときは、構成自治体及び原電は、誠意をもつて協議し、対応するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書10通を作成し、構成自治体、原電両者
記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

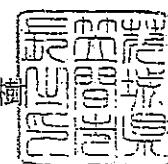
平成26年3月5日

県央地域首長懇話会

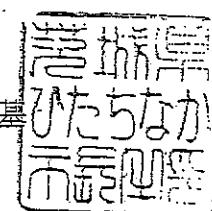
水戸市長 高橋



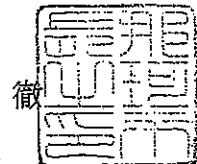
笠間市長 山口伸樹



ひたちなか市長 本間源基



那珂市長 海野



小美玉市長 島田穰



茨城町長 小林宣夫

大洗町長 小谷隆亮



城里町長 阿久津藤



東海村長 山田



日本原子力発電株式会社

取締役社長 濱田康

